

公社等外郭団体関与指針（案）について〈概要説明〉

千葉県総務部総務課

国が定めた「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（H26 策定）を踏まえつつ、県が定めた「公社等外郭団体指導指針」（H11 策定）、「公社改革の基本的考え方」（H14 策定）、これまでに発出等した公社等外郭団体への指導通知等を一本化し、新指針を策定する。

1 概要

本指針は、公社等外郭団体への関与に関する根本的・総括的な規程となるもので、基本的にはこれまでの指導等の内容を引継いで整理するものだが、①経営健全化と有意義な活用の両立、②継続的かつ定期的な評価の実施、の2点の反映が、新規の内容となる。

2 新指針のポイント

（1）新たな内容

- ア 「現指針」（指導が中心）と「基本的考え方」（抜本的改革と支援の抑制が中心）を一本化し、「指導」と「支援」の両方を合わせた「関与」として体系化することとする。また、「公社等外郭団体指導指針」から「公社等外郭団体関与指針」に名称を変更する。
- イ 団体の統廃合等による「抜本的改革」を、関与にあたっての選択肢の一つとし、全団体に一律に経営改善等を求めている対応から、経営健全化と有意義な活用の両立を図ることを目的とする。
- ウ 団体に対する関与の見直しの視点等を定め、現状の関与が必要かつ妥当かどうか、不断に見直すことを明確化する。また、経営体制や財務状況なども含めて、県と団体の双方による経営状況等の評価を毎年度実施し、その結果を公表することに加え、団体への県の指導や団体における経営にその結果の活用を図ることとする。
- エ 人的・財政的な支援については、これまであった廃止や抑制といった趣旨の内容を削り、必要に応じて行えるよう改める。

(2) 引き継ぐ内容

- ア 公社等外郭団体とする対象は、資本金等に占める県の出資等の割合が4分の1以上の法人を原則とする（地方自治法に基づく調査権や監査の対象と同じ）。
- イ 経営の効率化・自立化、経営状況の報告、経営計画の策定、人員体制等の適正化、財務諸表等の提出・公表、監査や資金運用の体制の整備などを指導する。
- ウ 経営責任者には民間人材の積極的な登用に努め、県退職者である常勤役員には退職手当を支給しないことを指導する。

参考（評価制度について）

- ① 国の指針や行革審で求められている、合理的な基準に基づく県及び団体の双方による継続的かつ定期的な評価を、制度として導入する（令和元年度・3年度に試行済み）。
- ② 評価制度により、団体について、経営・財務の状況、経営健全化の必要性、県からの指導等への対応状況、経営の強みや弱み、がこれまでよりも一層把握できる。
- ③ 調査票により、経営状況や事業内容、人員体制等を明らかにする。
- ④ 評価シートにより、関与指針・関与方針への対応状況や経営体制、財務状況等を数値・コメント形式で評価する。
- ⑤ 団体ごとに評価を毎年度行い、その結果（調査票及び評価シート）を毎年度公表し、県と団体がそれぞれ又は協力して、明らかになった課題等の改善に取り組む。